**沿岸漁業改善資金（基本的事項の公表）**

* 基金の名称

大阪府沿岸漁業改善資金

* 基金の額（令和５年３月３１日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸付勘定 | | １９１，９１０，０００円 |
| （うち国費相当額　１２７，９３６，６６７円） |
|  | 国庫受入金 | １２６，１３０，０００円 |
| 府　一般会計受入金 | ６３，０７０，０００円 |
| 業務勘定からの繰入 | ２，７１０，０００円 |
| （うち国費相当額　１，８０６，６６７円） |
|  | 業務勘定 | ８６４，４９９円 |
| 前年度繰越利益 | ７５６，２５９円 |
| 当年度利益 | １０８，２４０円 |
| 合計 | | １９２，７７４，４９９円 |

* 貸付残高（令和５年３月３１日現在）　　　　　 　３０，９４３，０００円
* 基金事業等の概要

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づき、沿岸漁業従事者等に対して、漁業経営等の改善を図るために必要な資金を府が無利子で貸し付けるもの。

* 基金事業の申請方法

資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に必要事項を記載し、関係書類等を添付し、漁業協同組合を経由して知事に提出する。

※申請書の提出後、貸付決定まで約１ヶ月半程度時間を要する。

* 貸付決定

知事は、申請書の提出を受けたときは、資金の貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行う。

* 審査基準

沿岸漁業改善資金助成法、同法施行令、同法施行規則、大阪府沿岸漁業改善資金貸付規則に基づき審査を行う。

* 審査体制

大阪府沿岸漁業改善資金運営協議会の意見を参考に、担当部局において審査を行

う 。

* 基金事業の申請期限

随時受付中

* 留意事項

・機械、施設等の購入の際、実際に払う費用が貸付の対象金額となる。なお、購

入物の値引きがある場合は、値引き後の金額が対象となる。

・原則として、事業の着工は、貸付決定を受けた後でしかできない。

・償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を無断で処分することは

できない。

・償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等の貸付けを受けたときの目

的以外に使用することはできない。

・国の会計検査の対象となる場合がある。

* 問い合わせ先

大阪府環境農林水産部

環境農林水産総務課　契約・金融グループ　　　（０６－６２１０－９６２３）

又は

水産課　指導・調整グループ　　　　　　　　　（０６－６２１０－９６１３）